

ID: 5044

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第76条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考	市施行の土地区画整理事業についての処分		
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 828

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第78条第2項の規定による。 (移転等に伴う損失補償)</p> <p>第78条 2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 829

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第102条第1項の規定による。 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 830

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】 法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付) 第110条 3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 832

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第117条の2第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第117条の2第4項の規定による。 (住宅先行建設区における住宅の建設)</p> <p>第117条の2</p> <p>4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3021

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	違反行為による措置命令(個人施行者)(個人施行者が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第124条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第124条第1項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第124条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律(これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。)若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3022

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	土地区画整理事業の施行認可の取消し(個人施行者)(個人施行者が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第124条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第124条第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第124条</p> <p>2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、その施行者に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3023

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	違反行為による措置命令(組合)(土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第125条第3項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第125条第3項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第125条</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3024

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	組合設立認可の取消し(組合)(土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第125条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第125条第4項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第125条</p> <p>4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から1月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3025

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し(土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第125条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第125条第7項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第125条</p> <p>7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3027

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	事業計画等の修正命令(個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第20条第3項(第39条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条第3項の規定による。 (事業計画の縦覧及び意見書の処理)</p> <p>第20条</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第14条第1項又は第3項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとき、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3033

担当部署: 建設部 都市整備課

処分の概要	土地の原状回復その他の措置の命令		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条第4項の規定による。</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考	栃木県からの権限移譲で市が行う処分		
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日